

の工夫をポイントをまとめた「買い物弱者応援マニュアル」の公表等を行ってきた。

また、平成24年度は補正予算事業として「地域自立型買い物弱者対策支援事業」を実施した。近隣の商店の撤退や高齢化などの進展により、日常の買い物に不便を感じている「買い物弱者」に対して、NPOや民間事業者等による買い物機会を提供する新たな取組を支援した。

イ 地域福祉計画の策定の支援

福祉サービスを必要とする高齢者を含めた地域住民が、地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるよう地域福祉の推進に努めている。このため、福祉サービスの適切な利用の推進や福祉事業の健全な発達、地域福祉活動への住民参加の促進等を盛り込んだ地域福祉計画の策定の支援を行った。

なお、平成24年3月末時点で計画が策定済みの自治体は、1,026（58.9%）であり、前々回平成22年3月末時点調査の850（48.5%）から10.4ポイント増えた。また、今後策定を予定している自治体を含めると、1,228（70.5%）であった。

3 社会参加・学習等分野に係る基本的施策

「社会参加・学習等分野に係る基本的施策」については、高齢社会対策大綱において、次のような方針を明らかにしている。

高齢社会においては、価値観が多様化する中で、社会参加活動や学習活動を通じての心の豊かさや生きがいの充足の機会が求

められるとともに、社会の変化に対応して絶えず新たな知識や技術を習得する機会が必要とされる。

このため、高齢者を含めた全ての人々が、生涯にわたって学習活動を行うことができるよう、学校や社会における多様な学習機会の提供を図るとともに、その成果の適切な評価の促進を図る。

また、高齢者が年齢や性別にとらわれることなく、他の世代とともに社会の重要な一員として、生きがいを持って活躍したり、学習成果を活かしたりできるよう、ボランティア活動を始めとする高齢者の社会参加活動を促進するとともに、高齢者が自由時間を有効に活用し、充実して過ごせる条件の整備を図る。

さらに、ボランティア組織やNPO等における社会参加の機会は、自己実現への欲求及び地域社会への参加意欲を充足させるとともに、福祉に厚みを加えるなど地域社会に貢献し、世代間、世代内の人々の交流を深めて世代間交流や相互扶助の意識を醸成するものである。このため、高齢者を含めた市民やNPO等が主体となって公的サービスを提供する「新しい公共」を推進する。

(1) 社会参加活動の促進

ア 高齢者の社会参加活動の促進

(ア) 高齢者の社会参加と生きがいつくり

高齢者自身が社会における役割を見だし、生きがいを持って積極的に社会に参加できるよう、各種社会環境の条件整備に努めることが重要になっている。このため、地域において、社会参加活動を総合的に実施している老人クラブに対し助成を行い、その振興を図っている（図

2-3-6)。

高齢者の生きがいと健康づくり推進のため、地域を基盤とする高齢者の自主的な活動組織である老人クラブ等や都道府県及び市町村が行う地域の高齢者の社会参加活動を支援した。また、国民一人一人が積極的に参加し、その意義について広く理解を深めることを目的とした「全国健康福祉祭（ねんりんピック）」を平成24年10月に宮城県で開催した。

また、高齢者の社会参加による生きがいを促進するため、平成24年10月に東京都千代田区、同年12月に鳥取県米子市において、高齢者の生涯学習に関する研究成果や各地域の先進的な取組事例等を活用した研究協議を行う「長寿社会における生涯学習政策フォーラム」を開催した。

さらに、学校の教育活動を支援する「学校支援地域本部」や、放課後や週末等に学校の余裕

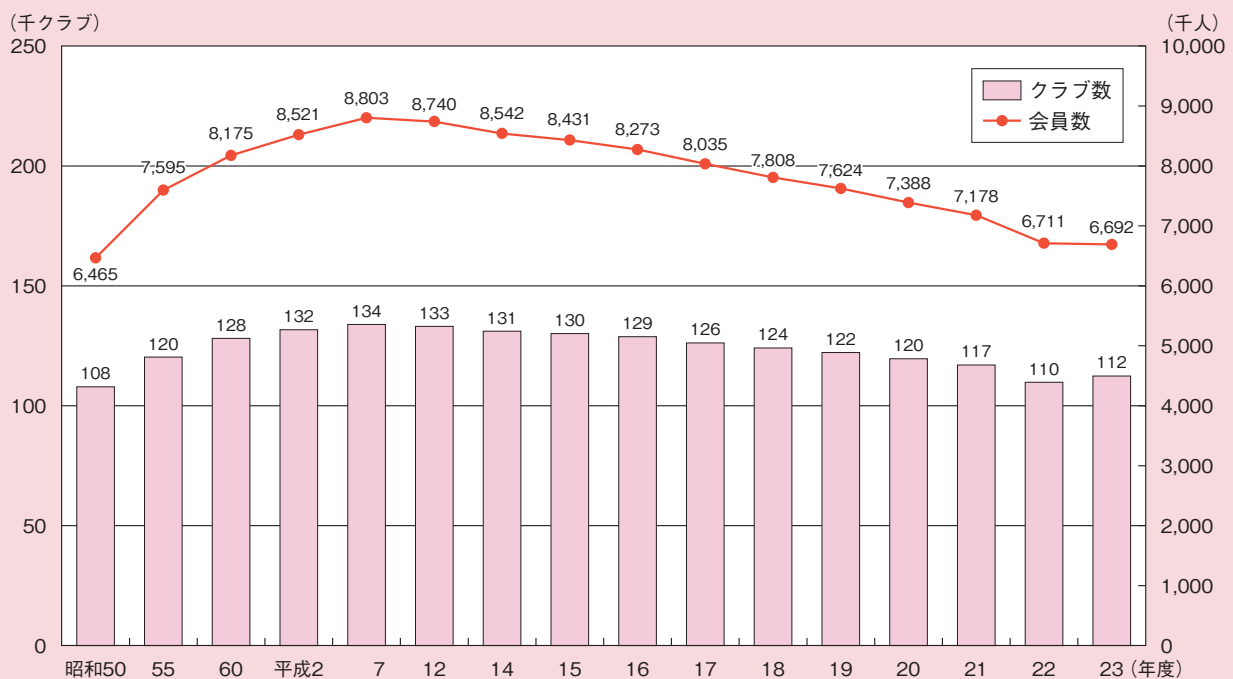
教室等を活用して、学習・体験・交流活動等を提供する「放課後子ども教室」、家庭教育に関する学習機会の提供等を行う「家庭教育支援」などを一体的・総合的に推進することなどにより、高齢者を含む幅広い世代の地域住民の参画による地域全体で子どもを育む環境づくりを支援した。

高齢者や障がい者を含め誰もが安心して参加できるユニバーサルツーリズムの定着・普及を図るため、受入れ環境の整備、地域の支援団体や旅行会社等の関係者の連携の促進等のための検討を行った。

(イ) 高齢者の海外支援活動の推進

豊富な知識、経験、能力を有し、かつ途上国の社会や経済の発展に貢献したいというボランティア精神を有する中高年齢者が、海外技術協力の一環として、途上国の現場で活躍できるよ

図2-3-6 老人クラブ数と会員数の推移



資料：厚生労働省「福祉行政報告例」（厚生省報告例、平成12年度から福祉行政報告例）（各年度3月末現在）

（注）平成22年度は、東日本大震災の影響により、岩手県（盛岡市以外）、宮城県（仙台市以外）、福島県（郡山市及びいわき市以外）を除いて集計した数値である。

う、シニア海外ボランティア事業を独立行政法人国際協力機構を通じ引き続き推進した。また、団塊の世代の人々の知見を本事業に活用すべく情報提供、派遣形態・期間の多様化など参加しやすい環境を整備した（図2-3-7）。

（ウ）高齢者の余暇時間等の充実

高齢者等がテレビジョン放送を通じて適切に情報を得ることができるよう、字幕放送、解説放送等の充実を図るため、平成19年10月に策定した行政指針に定める普及目標（平成29年度までに、字幕放送については対象の放送番組のすべてに字幕付与、解説放送については対象の放送番組の10%に解説付与する等）の達成に向けて、字幕番組、解説番組等の制作に対する助成を行うこと等により、各放送局の自主的な取組を促している。また、平成24年10月には、行政指針について「大規模災害等緊急時放送については、できる限り全てに字幕付与」を目標として追加するなどの見直しを行った。

高齢者の社会参加や世代間交流の促進、社会活動を推進するリーダーの育成・支援、さらには関係者間のネットワーキングに資することを

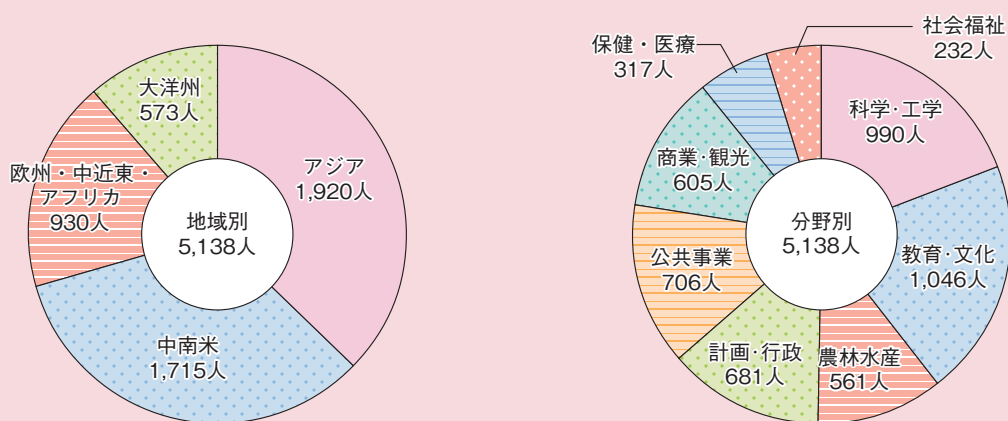
目的に、地域参加に関心を持つ者が情報交換や多様な課題についての議論を行う「高齢社会フォーラム」を行っており、平成24年度においては7月に東京、10月に広島市において開催した。

また、年齢にとらわれず自らの責任と能力において自由に生き生きとした生活を送る高齢者（エイジレス・ライフ実践者）や社会参加活動を積極的に行っている高齢者の団体等を毎年広く紹介しており、平成24年度においては、個人59名及び41団体を選考し、「高齢社会フォーラム」等を通じて、社会参加活動等の事例を広く国民に紹介する事業を実施した。

（エ）高齢者の社会参加活動に資するICT利活用の推進

情報通信技術（ICT）の積極的な活用により、高齢者の生活の質を高め、その活力を引き出す等、超高齢社会に対応するためのICTの在り方を検討するため、平成24年12月から「ICT超高齢社会構想会議」を開催し、推進方策等の検討を開始した。

図2-3-7 地域別・分野別 シニア海外ボランティアの派遣者数



資料：外務省
（注）平成2年度（事業開始）～24年度

イ 市民やNPO等の担い手の活動環境の整備

教育や子育て、まちづくり、介護や福祉等の身近な分野において、行政だけでなく、市民、NPO、企業などが公共的な財・サービスの提供主体となって行う活動を推進した。

具体的には、平成23年度税制改正により、認定特定非営利活動法人等への寄附に係る税額控除の導入や、認定要件の緩和を内容とする寄附税制の拡充がなされたところであり、その活用促進に取り組んだ。

また、平成24年4月の改正特定非営利活動促進法の施行により、特定非営利活動法人関連の事務が都道府県及び政令指定都市で一元的に実施されることとなり、新制度の円滑な施行及び周知に取り組んだ。

ボランティア活動の基盤の整備について、全国ボランティア・市民活動振興センターが実施する全国ボランティアフェスティバルの開催やボランティア活動等に関する広報・啓発活動、情報提供、研修事業等を引き続き支援した。また、地方自治体や民間団体等に対し、「地域福

祉等推進特別支援事業」として、既存の制度のみでは充足できない問題や制度の狭間にある問題など地域社会における今日的課題の解決を目指す先駆的・試行的取組等へ補助を実施した。

被災地における様々な社会的課題（高齢者の介護・福祉、買い物支援、まちづくり・まちおこしなど）をビジネスの手法を用いて解決するソーシャルビジネスを振興することで、被災地の高齢者や女性等の社会進出を促進し、被災地における新たな産業や雇用の創出による地域活性化を図った。

市民の自由な社会貢献活動を促進するため、拡充された寄附税制の活用促進や改正特定非営利活動促進法の円滑な施行・周知に向けた取組を行った。また、内閣府NPOホームページなどで、市民活動に関する情報提供を行った（表2-3-8）。

そして、多様な個人が能力を発揮しつつ、自立して共に社会に参加し、支え合う「共生社会」を築いていくためには、地域住民やNPO等による社会活動の充実が必要不可欠であると

表2-3-8 特定非営利活動法人の認証数

所轄庁名	認証数	所轄庁名	認証数	所轄庁名	認証数	所轄庁名	認証数
北海道	1,073	山梨県	398	香川県	309	相模原市	177
青森県	349	長野県	927	愛媛県	392	新潟市	223
岩手県	419	岐阜県	713	高知県	300	静岡県	288
宮城県	307	静岡県	646	福岡県	783	浜松市	213
秋田県	316	愛知県	978	佐賀県	351	名古屋市	709
山形県	386	三重県	638	長崎県	441	京都市	776
福島県	701	滋賀県	592	熊本県	358	大阪市	1,438
茨城県	680	京都府	481	大分県	504	堺市	245
栃木県	548	大阪府	1,599	宮崎県	389	神戸市	668
群馬県	766	兵庫県	1,230	鹿児島県	776	岡山市	284
埼玉県	1,506	奈良県	464	沖縄県	563	広島市	362
千葉県	1,550	和歌山県	358	都道府県計	36,785	北九州市	259
東京都	9,355	鳥取県	230	札幌市	847	福岡市	620
神奈川県	1,313	島根県	257	仙台市	383	熊本市	303
新潟県	388	岡山県	388	さいたま市	366	指定都市計	10,190
富山県	332	広島県	431	千葉市	338	合計	46,975
石川県	344	山口県	404	横浜市	1,366		
福井県	241	徳島県	311	川崎市	325		

資料：内閣府大臣官房市民活動促進課
 (注) 平成24年12月末現在

いう認識のもと、社会活動の中心的担い手となるリーダーを育成する「青年社会活動コアリーダー育成プログラム」を実施している。

このプログラムは、高齢者関連、障害者関連、青少年関連のそれぞれの分野において社会活動に携わる日本の青年を海外へ派遣するとともに、海外の民間組織で活動する青年リーダーを日本に招へいして相互に交流することにより、我が国の社会活動の中核を担う青年リーダーの育成と各国、各分野の青年リーダー相互のネットワークの形成を目指すものである。

このうち高齢者関連分野については、平成24年度は、10月に日本青年9名を英国へ派遣し、翌25年2月に英国、デンマーク及びドイツの青年リーダー13名を日本に招へいした。

派遣プログラムでは、日本参加青年は、「生きがいのある高齢者の生活」をテーマに英国を訪問した。保健省では、高齢者の生活を直接的また間接的に支える地域づくりについて意見交換を行い、労働年金省では、高齢者の労働対策及び年金制度改革について講義を受けた。その後、高齢者のより良い生活支援を行うチャリティ団体エイジUKを訪問し、高齢者への情報提供や行政との連携について説明を受けた。ロンドン及びブリストルでは様々な高齢者支援活

動の現場を視察し、そこで活動する青年たちと意見交換を行った。

招へいプログラムでは、外国参加青年は、東京で「NPOマネジメントフォーラム」に参加し、別途公募により参加した日本青年とともに「団体の理念を達成するための地域における連携強化～非営利団体と地域住民・企業・他団体との連携を深めるために～」をテーマに合宿によるディスカッションを行った。その後、鳥取県を訪問し、県の高齢者施策の概要について説明を受けるとともに、県内の高齢者支援活動の現場等を視察し、意見交換を行った。また、高齢者関係の活動に携わる青年たちと「住民・団体・行政の連携による高齢者に対する支えあい体制の構築を目指して」をテーマにセミナーを実施した。

(2) 学習活動の促進

ア 学習機会の体系的な提供と基盤の整備

生涯学習の振興に向けて、平成2年に「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」が制定され推進体制の整備が図られた。その後、18年に改正された教育基本法で生涯学習の理念（第3条）が、さらにこの理念の実現のために、20年に改正された社会教



英国を訪問（英国労働年金省）



鳥取県を訪問（地方セミナー全体会）

育法でも「生涯学習の振興への寄与」が明示された（第3条2項）。これらの法律や中央教育審議会の答申等に基づき、国民一人一人が生涯を通して学ぶことのできる環境の整備、多様な学習機会の提供、学習した成果が適切に評価されるための仕組みづくりなど、「生涯学習社会」の実現のための取組を進めた。

（ア）生涯学習の基盤の整備

宮城県、福島県、岩手県の被災3県において、行政や大学等の教育機関、NPO等の民間団体、企業等の様々な関係者の参加、協力の下、全国生涯学習ネットワークフォーラムを開催した。本フォーラムでは、生涯学習を通じた新しい地域づくり・社会づくりについて、東日本大震災の復興に向けた取組から見えてきた課題を踏まえた研究協議等を行い、その成果を情報発信するとともに、今後の中長期的な取組を推進するため、様々な分野にまたがる関係者間のネットワークづくりを推進した。

また、都道府県及び市町村における社会教育行政の充実に資するため、優れた資質と専門的能力を有する社会教育指導者の養成等を図った。

（イ）学習成果の適切な評価の促進

様々な学習活動の成果が適切に評価される社会の実現に向け、各個人の学習成果を測る検定試験について、質の向上や信頼性の確保が図られるよう、民間事業者等が主体的に行う評価の取組の普及に向けた支援を行うとともに、人材認定制度の評価・活用を推進するための仕組みを検討した。

また、高等教育レベルの学習成果を適切に評価するため、独立行政法人大学評価・学位授与機構において、科目等履修制度などを利用し大学等の単位を修得した短期大学卒業者、高等専

門学校卒業者、専門学校修了者に対し、審査の上、「学士」の学位授与を行った。

イ 学校における多様な学習機会の提供

（ア）初等中等教育機関における多様な学習機会の確保

学校教育においては、生涯にわたって自ら学び、社会に参画するための基盤となる能力や態度を育むこととしている。このような観点から、新学習指導要領では、児童生徒が高齢社会の課題や高齢者に対する理解を深めるため、小・中・高等学校において、ボランティアなど社会奉仕に関わる体験活動や、高齢者との交流活動等を含む体験活動の充実を図っている。

さらに、自治体における体験活動の推進を支援する「豊かな体験活動推進事業」において、「自然宿泊体験事業～子ども農山漁村交流プロジェクト～」の中で、小学校が実施する自然体験や集団宿泊体験のほか、ボランティアや高齢者との世代間交流などの体験活動に必要な経費の一部を補助した。

（イ）高等教育機関における社会人の学習機会の提供

生涯学習のニーズの高まりに対応するため、大学においては、社会人入試の実施、夜間大学院の設置、昼夜開講制の実施、科目等履修生制度の実施、長期履修学生制度の実施などを引き続き行い、履修形態の柔軟化等を図って、社会人の受入れを一層促進した（図2-3-9）。

また、大学等が、その学術研究・教育の成果を直接社会に開放し、履修証明プログラムや公開講座を実施するなど高度な学習機会を提供することを促進した。

放送大学においては、テレビ・ラジオ放送の身近なメディアを効果的に活用して、幅広く大

学教育の機会を国民に提供した。(図2-3-10)。

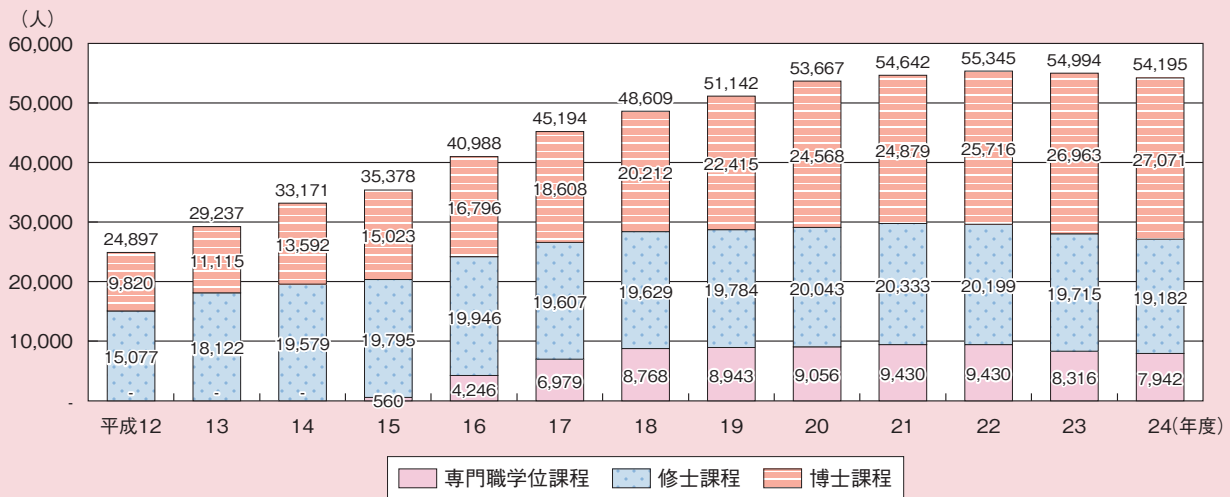
(ウ) 学校機能・施設の地域への開放

児童生徒の学習・生活の場であり、地域コミュニティの拠点でもある公立学校施設の整備に対し国庫補助を行うとともに、学校施設整備指針を示すこと等により、学校開放に向けて、

地域住民の積極的な利用を促進するような施設づくりを進めている。

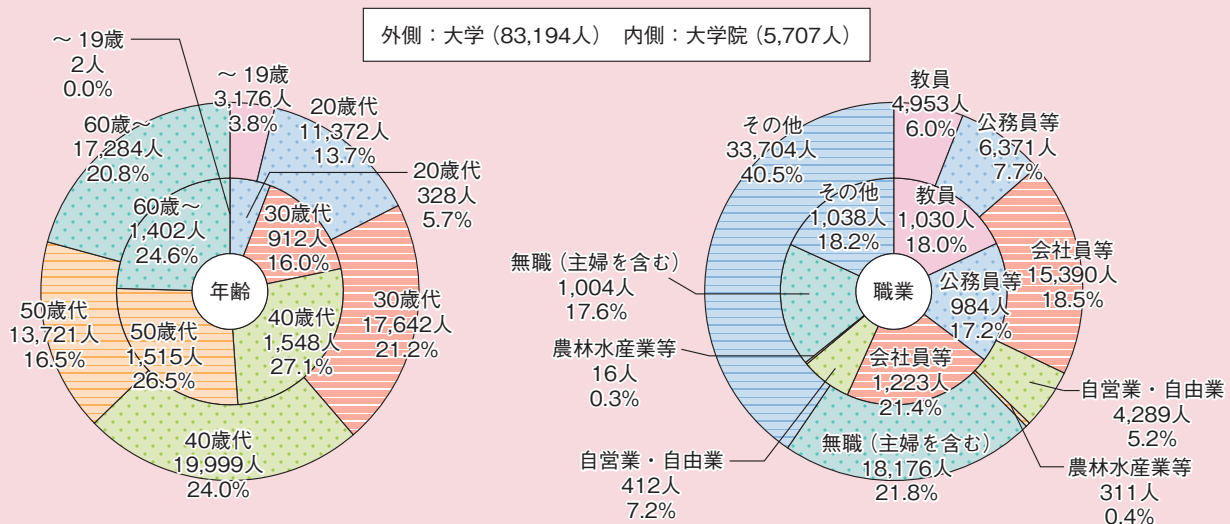
また、小・中学校の余裕教室について、地方公共団体が社会教育施設やスポーツ・文化施設などへの転用を図れるよう、取組を支援している。

図2-3-9 大学院の社会人学生数の推移



資料：文部科学省 学校基本調査（各年度5月1日現在）
 ※修士課程 |修士課程及び博士前期課程（5年一貫制博士課程の1、2年次を含む。）|
 博士課程 |博士後期課程（医・歯・薬学（4年制）、獣医学の博士課程及び5年一貫制の博士課程の3～5年次を含む。）|

図2-3-10 放送大学在学者の年齢・職業



資料：文部科学省 放送大学（平成24年度第2学期）

ウ 社会における多様な学習機会の提供

(ア) 社会教育の振興

地域住民の身近な学習拠点である公民館を始めとする社会教育施設等において、幅広い年齢層を対象とした多様な学習機会が提供された。

また、「社会教育による地域の教育力強化プロジェクト」として、高齢者支援などの地域が抱える課題について、住民が主体的に考え、地域の課題を認識し、協働して解決していくことを促す「仕組みづくり」を推進するための実証的共同研究を行った。

(イ) 文化活動の振興

国民文化祭の開催等による文化活動への参加機会の提供、国立の博物館等における高齢者に対する優遇措置やバリアフリー化等による芸術鑑賞機会の充実を通じて多様な文化活動の振興を図った。

(ウ) スポーツ活動の振興

総合型地域スポーツクラブの全国展開の推進、高齢者の体力づくり支援事業の実施等各種機会を通じて多様なスポーツ活動の振興を図った。

(エ) 自然とのふれあい

自然公園等の利用者を始め、国民だれもが自然とふれあう活動が行えるよう、自然ふれあい施設や体験活動のイベント等の情報をインターネット等を通じて提供した。

また、国立・国定公園の利用の適正化のため、自然公園指導員の研修を実施し、利用者指導の充実を図るとともに、地方環境事務所等においてパークボランティアを養成し、その活動に対する支援を実施した。

(オ) 体系的な消費者教育の取組の促進

消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育、すなわち消費者教育は、幼児期から高齢期までの各段階に応じて体系的に行われるとともに、年齢、障害の有無その他の消費者の特性に配慮した適切な方法で行わなければならない。こうした消費者教育を総合的かつ一体的に推進するため、平成24年8月22日に「消費者教育の推進に関する法律」（平成24年法律第61号）が公布され、同年12月13日に施行された。

また、「消費者教育推進のための体系的プログラム研究会」では、消費者教育を総合的かつ一体的に推進するため、ライフステージごと、消費者教育の対象領域ごとの消費者教育の目標を示す「消費者教育の体系イメージマップ」を作成、公表した。

エ 勤労者の学習活動の支援

有給教育訓練休暇制度の普及促進などを図るとともに、教育訓練給付制度の活用により、勤労者個人のキャリア形成を支援し、勤労者の自己啓発の取組を支援した。

4 生活環境等分野に係る基本的施策

「生活環境等分野に係る基本的施策」については、高齢社会対策大綱において、次のような方針を示している。

住宅は生活の基盤となるものであり、生涯を通じて豊かで安定した住生活の確保を図っていく必要がある。このため、将来にわたり活用される良質な住宅の供給を促進し、併せて、それらが適切に評価、循環利用される環境を整備することを通じ、高齢